

賠償責任保険(個人用) 補償内容についてのご案内 (個人賠償責任保険・ゴルフ保険・PTA賠償責任保険)

(2018年1月1日以降保険始期契約用)

このご案内では、賠償責任保険(個人用)(個人賠償責任保険・ゴルフ保険・PTA賠償責任保険)の保険の約款および特約の主な補償内容についてご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

用語解説	このご案内の中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。		
個人賠償責任保険	賠償責任保険(個人用)普通保険約款に個人特別約款をセットしたものをいいます。	PTA賠償責任保険	賠償責任保険(個人用)普通保険約款にPTA特別約款をセットしたものをいいます。
ゴルフ保険	賠償責任保険(個人用)普通保険約款にゴルフ特別約款をセットしたものをいいます。	被保険者	賠償責任保険(個人用)普通保険約款等における補償の対象となる方をいいます。

補償内容(保険金をお支払いする場合) 個人賠償責任保険・ゴルフ保険・PTA賠償責任保険共通

(賠償責任保険(個人用)普通保険約款により補償する各種費用など)

下記A. から裏面C. までに記載の各保険の特別約款に基づきお支払いする①損害賠償金(法律上の損害賠償責任の額)と合わせて、下記②～④に記載の保険契約者または被保険者が支出した費用に対し、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。また、下記⑤～⑥に記載の被保険者が支出した費用に対しても、ご契約金額とは別枠でお支払いします(注)。
(注)⑤の費用については、下記①の額がご契約金額を超える場合は、ご契約金額のその下記①の額に対する割合によってお支払いします。

①	損害賠償金	被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金。損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合には、その価額を控除した額となります。
②	損害拡大防止軽減費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③	求償権保全費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために必要な手続きをするために要した費用
④	緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用
⑤	争訟費用	弊社の書面による同意を得て支出した、損害賠償請求に関する争訟に要した費用
⑥	協力費用	弊社の要求に従い、損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用

補償内容(保険金をお支払いする場合)

A. 個人賠償責任保険

普通保険約款および個人特別約款による補償

次の(1)および(2)に記載の偶然的な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。

(1) 住宅(注2)の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故

(2) 被保険者の日常生活に起因する偶然的な事故

(注1)この補償における被保険者は、保険証券に記載の被保険者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者の同居の親族、ご本人またはご本人の配偶者の別居の未婚のお子さまをいいます。

(注2)保険証券に記載の被保険者ご本人の居住に用いられる保険証券に記載された住宅をいい、同一敷地内の動産および不動産を含みます。

※(注2)に記載の住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故は対象となりません。

※被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任は対象となりません(家事は対象となります。)

特約による補償(オプション)

個人国外危険補償特約 日本国外で起きた偶然的な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊により被った法律上の損害賠償責任も補償の対象とします。

弁護士費用等補償特約 被保険者が、日本国内での日常生活(注1)における急激かつ偶然的な外来の事故で被害(注2)を被ることによって、賠償義務者に対して損害賠償を請求される際に、弊社の同意を得て支出した弁護士報酬や法律相談費用などについて保険金をお支払いします。

(注1)業務中を除きます(家事は対象となります。)

(注2)被害とは、身体の障害または財物の損壊に起因して経済的損失を被ることをいいます。

補償内容(保険金をお支払いする場合)

B. ゴルファー保険

普通保険約款およびゴルフ特別約款による補償

日本国内または国外において、被保険者がゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。

※ 賠償金額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

特約による補償(オプション)

<p>ゴルファー傷害 補償特約</p>	<p>被保険者が、日本国内または国外におけるゴルフ場構内(注1)において、ゴルフの練習、競技または指導中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に被った傷害(注2)に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注1)ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室などの付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。</p> <p>(注2)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(注3)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象になりません。</p> <p>(注3)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じた中毒症状は対象になりません。</p>
<p>ゴルフ用品 補償特約</p>	<p>日本国内または国外のゴルフ場構内(注1)において、被保険者が所有するゴルフ用品(注2)について次の事由により生じた損害に対して、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>①盗難(注3)。ただし、ゴルフボールの盗難(注3)については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。</p> <p>②ゴルフクラブの破損または曲損(注4)</p> <p>(注1)ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室などの付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。</p> <p>(注2)ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類で保険証券に記載されたものをいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグなどの携行品はゴルフ用品に含まれません。</p> <p>(注3)盗賊または不法侵入者による破損もしくは汚損を含みます。</p> <p>(注4)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いできません。</p>
<p>ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約</p>	<p>被保険者(注1)が日本国内のゴルフ場(注2)においてゴルフ競技(注3)中にホールインワンまたはアルバトロスをを行った場合で、次の費用を負担したときに、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用。(貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手(注4)またはプリペイドカード(注4)の購入費用は対象になりません。)</p> <p>②祝賀会費用</p> <p>③ゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として負担することが適当な費用(ご契約金額の10%限度)</p> <p>(注1)ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方とします。ゴルフの競技または指導を職業とされている方は被保険者となれません。</p> <p>(注2)ゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。</p> <p>(注3)ホールインワン・アルバトロス費用補償においては、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合を除きます。)、パー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(注4)被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成した物は、お支払いの対象になります。</p>

C. PTA賠償責任保険

普通保険約款およびPTA特別約款による補償

1. PTA管理者の賠償責任の補償

PTA管理下(注1)における次の理由により、被保険者(この補償における被保険者は、PTAとなります。)が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。

(1) PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊(紛失・盗取・詐取は除きます。)

(2) 保管物(注2)を被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒が損壊し、または紛失・盗取されたこと。

(注1)PTAの指揮・監督・指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。PTA会員および児童・生徒が、PTA活動に参加するために所定の場所と自宅の間を往復する途上で発生した事故は対象外となります。

(注2)被保険者が、使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具などをいいます。

2. 児童・生徒の賠償責任の補償 ※「児童・生徒補償対象外特約」がセットされている場合には、この補償はありません。

PTA会員の児童・生徒の行為に起因して生じた偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者(この補償における被保険者は、児童・生徒、その親権者および法定監督義務者となります。)が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。